# 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令 （昭和三十一年政令第二百五十四号）

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を次のとおり指定する。

# 附　則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号。附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。

##### ２

地方自治法第百五十五条第二項の市の指定に関する政令（昭和二十二年政令第十七号）は、廃止する。

# 附　則（昭和三八年一月二八日政令第一〇号）

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四六年八月二八日政令第二七六号）

この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五四年九月四日政令第二三七号）

この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六三年九月六日政令第二六一号）

この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三年一〇月一八日政令第三二四号）

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年一〇月三〇日政令第三一九号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一〇月二七日政令第三二二号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一七年一〇月二六日政令第三二三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年一〇月二七日政令第三三八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一〇月一六日政令第三一五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年一〇月二八日政令第二五一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年一〇月二一日政令第三二三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。